

1 目的(1条)

- 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、市、市民等及び事業者の責務並びに支援の基本となる事項を定めることにより、当該支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする

2 定義(2条)

- 犯罪等 : 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう
- 犯罪被害者等 : 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう
- 市民等 : 市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう
- 事業者 : 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう
- 民間支援団体 : 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう
- 関係機関等 : 国、宮城県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう
- 二次被害 : 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛等の被害をいう
- 再被害 : 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう

5 相談及び情報の提供等・日常生活等の支援(7・8条)

- 【市の施策】
- 犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との相互連携による支援並びに必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための総合相談窓口の設置を行う
- 犯罪被害者等の日常生活等を支援するための施策を行う
 - ① 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと
 - ② 犯罪等による精神的な被害を早期に軽減し、又は回復するため、必要な支援を行うこと
 - ③ 犯罪等により家事等を行うことが困難となった場合に、日常生活を円滑に営むため、家事に係る支援その他必要な支援を行うこと
 - ④ 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るため、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと
 - ⑤ 犯罪等により就労及び勤務に配慮が必要となった場合に、雇用の安定を図るため、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について事業者の理解を深めるための措置その他必要な支援を行うこと

6 市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援(9条)

- 市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行う

8 施行日

- 令和6年10月4日

3 基本理念(3条)

- ① 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われなければならないこと
- ② 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、適切に途切れることなく行われなければならないこと
- ③ 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければならないこと
- ④ 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮して行われなければならないこと
- ⑤ 犯罪被害者等の支援は、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されなければならないこと

4 市、市民等及び事業者の責務(4～6条)

- 【市の責務】
- 関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する
- 【市民等の責務】
- 犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない
- 【事業者の責務】
- 犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害を生じさせないように十分に配慮するよう努め、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるとともに、犯罪被害者等の就労等について十分に配慮するよう努めなければならない

7 市民等の理解の促進など(10条～13条)

- 犯罪被害者等の支援に関し、市民等及び事業者の理解の促進、人材の育成並びに民間支援団体への支援に関する施策を行う。犯罪被害者等、有識者等からの意見、要望等を把握し、施策に反映させるよう努める

犯罪被害者等支援メニューについて

令和6年10月
市民局

① 経済的支援 (支援金)

- ・ 遺族支援金 : 犯罪被害により死亡した市民の遺族に交付する (30万円)
- ・ 重傷病支援金 : 犯罪により重傷病を負った市民に交付する (10万円)
- ・ 性犯罪被害支援金 : 性犯罪の被害に遭った市民に交付する (10万円)

① 経済的支援

- 死体検案料費用
死体検案に係る費用を助成 (上限10万円)
- 学用品代費用【大学生等】 (上限5万円)
犯罪により損壊した学用品の購入費用を助成
- 帰省費用【大学生等】 (上限5万円)
療養のために帰省する費用を助成

③ 日常生活支援

- 家事及び介護等支援費用 (上限3,500円×最大60H)
ホームヘルプサービスを利用した費用を助成
- 配食費用 (1人につき上限1,000円×30食)
配食サービスを利用した費用を助成
- 一時保育費用 (上限2,400円×30日)
一時保育を利用した費用を助成
- 教育支援費用 (上限4万円)
家庭教師費用、通学交通費用を助成

② 精神的支援

- カウンセリング費用 (上限9,000円×10回)
県警察又は被害者支援センターの制度利用者を対象に助成

④ 住居支援

- 転居費用 (上限20万円)
犯罪被害により転居を要する者に費用を助成
- 住居復旧費用 (上限20万円)
犯罪被害により、自宅の修繕を必要とする者に費用を助成